【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（金融商品取引業となる募集又は私募に係る有価証券）

**第一条の九の二**　法第二条第八項第七号トに規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるもの（その発行者が当該有価証券に係る信託の受託者とされるものを除く。）であつて、商品投資又は第三十七条第一項第二号イからホまでに掲げるいずれかの物品の取得（生産を含む。）をし、譲渡をし、使用をし、若しくは使用をさせることにより運用することを目的とするものに該当するものとする。

一　法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券

二　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三　前二号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

四　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号又は第二号に掲げる権利

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（金融商品取引業となる募集又は私募に係る有価証券）

**第一条の九の二**　法第二条第八項第七号トに規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるもの（その発行者が当該有価証券に係る信託の受託者とされるものを除く。）であつて、商品投資又は第三十七条第一項第二号イからホまでに掲げるいずれかの物品の取得（生産を含む。）をし、譲渡をし、使用をし、若しくは使用をさせることにより運用することを目的とするものに該当するものとする。

一　法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券

二　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三　前二号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

四　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号又は第二号に掲げる権利

（改正前）

（新設）